

令和2年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	26,291 戸
(2)	年間総給水量	7,039,773 m ³
(3)	一日平均給水量	19,287 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	第7次配水管整備事業	111,000 千円
	第2次老朽管更新事業	143,270 千円
	災害復旧事業	106,170 千円
	排水処理施設及び電気計装類更新事業	682,095 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	水道事業収益	1,696,805 千円
	第1項 営業収益	1,585,168 千円
	第2項 営業外収益	111,626 千円
	第3項 特別利益	11 千円
	支	出
第1款	水道事業費用	1,515,240 千円
	第1項 営業費用	1,354,909 千円
	第2項 営業外費用	80,131 千円
	第3項 特別損失	70,200 千円
	第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額626,491千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,360千円、当年度分損益勘定留保資金395,069千円、減債積立金71,062千円、建設改良積立金68,000千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	875,666 千円
	第1項 企業債	732,200 千円
	第2項 負担金	18,806 千円
	第3項 出資金	2,810 千円
	第4項 補助金	121,189 千円
	第5項 開発負担金	660 千円
	第6項 固定資産売却代金	1 千円
	支	出
第1款	資本的支出	1,502,157 千円
	第1項 水道改良費	119,622 千円
	第2項 第7次配水管整備事業費	111,000 千円
	第3項 第2次老朽管更新事業費	143,270 千円
	第4項 災害復旧事業費	106,170 千円
	第5項 排水処理施設及び電気計装類更新事業費	682,095 千円
	第6項 企業債償還金	330,000 千円
	第7項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業会計システム賃貸借	令和2年度から令和7年度	14,000 千円
公用車両再リース(令和2年度分)	令和2年度から令和3年度	157 千円
塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託	令和2年度から令和7年度	400,000 千円
業務用無線賃貸借	令和2年度から令和7年度	13,300 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第7次配水管整備 事業費	千円 88,800	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
第2次老朽管更新 事業費	81,800			
災害復旧事業費	16,300			
電気計装類更新 事業費	545,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第7次配水管整備事業費、第3項第2次老朽管更新事業費、第4項災害復旧事業費、第5項排水処理施設及び電気計装類更新事業費、第6項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 257,202 千円
- (2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 東日本大震災に伴う災害復旧事業のための塩竈市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,348千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,705千円と定める。

令和2年2月18日提出

塩竈市長 佐藤 光樹